

會學濟經學大國帝都京

叢論經濟

號三第卷十五第

月三年五十和昭

論叢

勢力加速度の法則……………文學博士 高田保馬

日本經濟理論に於ける主體性の發展……………經濟學博士 石川興二

時論

地方稅制の改革を論ず……………經濟學博士 汐見三郎

研究

ナチス住宅政策の原理……………經濟學士 中川與之助

金史食貨志に見はれたる貨幣思想……………經濟學士 穗積文雄

貨幣の資本的考察……………經濟學士 中谷實

說苑

北支に於ける人口の分布と變動……………經濟學士 菊田太郎

農業に於ける保險と信用の問題……………經濟學士 西藤雅夫

パウル・アルント・日本に於ける低勞賃……………經濟學士 青山秀夫

附錄

彙報

外國雜誌論題

研 究

ナチス住宅政策の原理

中 川 與 之 助

一 社會民主主義時代の住宅政策

ナチスは政權獲得後住宅問題を最も緊急にして且つ困難なる問題なりとなして、從來の住宅政策を根本的に革めて、新しきナチスの住宅政策を樹て、着々とそれを實行し來つた。吾人は本論に於てかゝるナチス住宅政策の基礎となつてゐる原理を明にしやうとするのであるが、それを理解する爲には前政權即ち社會民主主義時代の住宅政策を一顧する必要があるであらう。

抑も住宅問題 (Wohnungsfrage) は近代的な問題である。古代や中世の都市にも住宅に關する問題が全然なかつたといふ譯ではないが、大衆的な社會問題としての近代的住宅問題は産業革命の生んだ工業國家 (Industriestaad) の先づ工場都市 (Fabrikstaad) に現はれて來たのである。¹⁾ 即ち近代的機械工業は多數の勞働者を吸収する工場制度の發達を促して茲に舊き都市の工場都市化或は多數の新しき工場都市の誕生をみるに至りて、一方にはこれらの勞

1) H. Brauweiler, Sozialverwaltung, S. 133.

2) Der wirtschaftliche Wert der Sozialpolitik, Eine Sammelschrift, S. 172.

働者に對する住宅の不足の問題を他方には不良住宅の發生といふ近代的住宅問題を生むに至つたのである。住宅問題を考ふるには何故にかくの如く多數の人口が都市に集中したかといふこと、他には又何故に住宅の供給が之に伴ひえなかつたかといふ二つの問題があるであらう。第一の問題には吾人が嘗て考察を試みたる如く、經濟上・社會上・法律上・政治上・科學上その他の諸原因が存するのであるが、根本的な原因としては近代機械工業が多種多様の勞働を需要したること、それに即應して政治的に居住・職業・契約の自由が許されたことを挙げねばならぬ。これによりて獨逸に於ても夥しき農民が村を捨て、都市に集中したのである。(註一)

(註一)獨逸統計年鑑は「一八七五年には獨逸人口の約三分の二が人口二千人以下の地方部落に住むが一九二五年にはそれが約三分の一になつてゐる。即ちこの五十年間に於ける人口増加が都市の爲になされたわけであり而も驚くべき程度で大都市の膨脹となつてゐる」といふ。

(註二)カッセルは獨逸の農業・工業その他・商業及び交通業人口の一八八二年・一八九五年・一九〇七年分を詳細に検討して、一八八二年から一八八九年にかけて約三百五十萬人が農業を去り、一八九五年から一九〇七年までには四百三十七萬人が農業を去つて去つた。前者は年々に平均すると二十七萬人、後者は三十六萬五千人になると報告してゐる。

次にこの都市人口の膨脹に對して必要なる住宅が供給せられたならば住宅問題が起りえなかつたであらうがそれは又不可能であつた。その理由は住宅の供給者側と需要者側とに求めねばならぬ。自由主義の下では住宅の供給は原則として私企業に委せられたが故に、家主は利潤法則に即せざる如き住宅は社會的需要的の如何に拘らず之を建築せざるべく、この事は又住宅の様式や構造に於ても利潤の打算が根本となりて勞働階級の希望するが如き小住宅や低家賃の住宅を建築すると限らぬのである。住宅は又之を需要者側よりみれば、その家賃が自己の所得に相應することを要件とながす故に、彼等の所得の變動につれて住宅の需要も不斷に變化する。住宅は譬ひ絶對

- 3) 拙稿、大都市時代の出現とその可能原因の考察、經濟論叢第四十四卷第一號所載。
4) Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich 1931 卷末附錄參照。
5) G. Cassel, Theoretische Sozialökonomie S. 501-3.

的に不足せずとも相對的な缺乏を生ずるのである。この供給者側の事情と需要者側の事情とが錯綜して住宅の需給を調節することは容易でないのであるが、これが都市労働人口の急激なる膨張の場合或は經濟恐慌の爲に労働階級の所得に大なる變動を伴ふ場合等には一層住宅の不足を大ならしむることとなり、はては住宅の不良問題や不良住宅地帯の發生擴大の問題を惹起するのである。社會民主主義時代の末期に於ける經濟恐慌は獨逸労働大衆にとりての住宅の大なる不足となり、それが一層社會問題を激成して住宅問題は國家的國民的な大問題となるに至つたのである。

翻つてかくの如き近代的社會問題として居住乃至住宅現象を生むに至つた住宅政策上の根本的原理を考察するに、先づ第一に居住移轉の自由の原則 (Prinzip der Freizügigkeit) を挙げねばならぬ。自由主義社會に於ては人々の居住移轉の自由は憲法上に保證せられてゐる。^(註三)従つて人々は農村といはず都市といはず自由に居住せらるゝのであつて何等封建時代の如き制限がない。この原則が農民を自由に離村せしめた

(註三)イ移住ノ自由ハ兵役ノ義務ニ關係アル場合ニ非サレハ國家ニ於テ之ヲ制限スルコトヲ得ス
退去税 (Abzugsgeld) ハ之ヲ課スルコトヲ得ス(舊普魯西國憲法第十一條)

○總テノ獨逸人民ハ國內ニ於テ移轉ノ自由ヲ有ス、何人モ國內ノ任意ノ地ニ滞在シ及定住シ土地ヲ取得シ各種ノ營業ヲ爲ス權利ヲ有ス之ニ對スル制限ハ國ノ法律ニ依ルコトヲ要ス(ワイマル憲法第百十一條)

第二には工業と農業との營利的自由鬭争の原則を挙げねばならぬ。自由主義は工業も農業をも一律平等に營利主義に放任した。然るに營利主義の立場からみれば農業は到底工業の比に非るが故に工業の隆盛は農業の相對的衰頹を伴はざるをえぬ。農業の主たる立地は農村であり工業のそれは都市であることから、この現象は都市と農

村との自由なる營利鬭争ともいはれうるであらう。而して資本主義下に於けるこの都市と農村との營利的自由競争が纏て農民離村を促すに至つたのである。自由主義下の住宅政策の根本原則として第三に建築自由の原則を擧げねばならぬ。資本主義の下では住宅の供給即ち建築は原則として私企業に委せられた。而してかやうな建築の自由は勿論土地利用に就ての自由の原則とも結ばれてゐるのであり、それは詳しくは建築場所選擇の自由・建築様式構造決定の自由及び建築時期決定の自由等に分ちうる。これらの自由が一に資本家的利潤法則に基いて、詳言すれば資本家的利潤の最も大なる土地場所に、資本家的利潤の最も大なる構造様式の住宅を、資本家的利潤の最も大なる時期に建築を行ふの自由を意味することは言ふまでもないであらう。勿論この原則に對しては國民保健上・災害防止上・交通上・風規上その他諸種の行政上の理由から制限を加ふるに至つてゐるが、然も原則としての營利的自由は獨逸資本主義の發生時代から社會民主主義時代を通じて一貫してゐるのである。而してかくの如き建築自由の原則の下では資本家は人口が密集して住宅需要の大なる都會地或はその郊外を建築の場所として選び然も生産費の比較的少く他によりよき投資口なき時期を選びて家賃利得の確實にして大なる構造や様式の家屋を建築するに至るであらうが、之が一方には近代都市の自由なる膨張を許した有力なる原因であり他方には近代的な住宅難 (Wohnungsnot) や住宅の貧困 (Wohnungseld) を惹起した根本的なる原因でもある。

資本主義下の人々の居住を決定するものは以上の如き諸原則に據るものである。これら諸原則の下にあらはるゝ居住現象が諸國に於ても多くの困難なる社會・政治・文化問題を生むに至つたのであるが、特に獨逸的な顯著な事情を指摘すれば第一、前述の如く都鄙を營利的自由競争に委すれば、農村が都市に對して相對的に疲弊して行

くはいふまでもないが、農村の疲弊は乍然都市にとりては無關心の問題ではありえない。蓋し農村は都市に對し工業原料や市民の食料を供給する源泉であり且又都市的製品の販賣市場でもある。農村の疲弊はかくて又都市の疲弊とならざるをえぬ。社會民主主義時代の獨逸經濟の疲弊は人々をして如實に都市の發展は農村に制限されるものなること、都市問題は農村問題であり農村問題は都市問題なることを認識せしむるに至つた。第二に居住移轉の自由原則の結果は國土全體からみれば、例之農業地方・工業地方に對する勞働の配給の均衡を破る、即ち工業地に過剩にして農業地に過少であるとか、或は大都市に過剩にして鑛山地方に不足であるとかといふ現象を生ずる。獨逸に於てはこれが農業勞働の不足大都市人口の過剩となつてあらはれ大都市に莫大なる數の失業者を生ず素因を作つた。第三、都市に人口集中の結果は住宅の不足及びそれに伴ふ住宅地の拂底となりて自ら地代や家賃を高騰せしむるに至り、地代や家賃の高騰は賃銀の高騰を餘儀なくせしめ更には一般物價を騰貴せしむる。この一般物價の高騰は國民殊に下層階級の生活を苦しめしのみならず輸出を不利に輸入を有利にし是等が相錯綜して戰後甚しく疲弊せる獨逸經濟を復興させる障害となつていつた。加之、經濟恐慌が愈々深刻となりて無所得の失業者を五六百萬も出すに及んでは下層階級の住宅難は獨逸國家を搖ぶる大問題となつていつたのである。かくて第四、家主と借家人・地主と借地人等の社會的軋轢が益々激成し、それが社會民主主義の奉ずる階級鬭争の理論にかきたてられて階級鬭争を激成したのである。第五、住宅拂底の結果は不良住宅地區へ人々を擧集せしめ或は新しき過密住宅地區を作りそれが疾病・犯罪・陰謀・脊徳の淵藪となり、健康の惡化は都市人口の増加率を著しく減じてナチスをして都市は寧ろ民族蠶食的 (Völkerfressend) なりといはしむる程に至り、「國家の細胞」として

家族の發展を阻止し、人々の生活感情を憂鬱にする住宅不良は又人々の勞働の歡びや希望を失はしめて只管頹廢的な享樂や文化に入り浸りて心身を腐蝕せしむるに至つた。凡そ以上の如きが社會民主主義政權下の住宅政策であり住宅文化であつた。而してかゝる自由主義的居住現象や住宅政策に伴ふ弊害は獨逸に於ても相當に早くから識者に認識せられ、之が改善の對策も論ぜられてゐたのであるが、自由主義を根本に承認しつゝその弊害を漸進的に改善せんとした社會民主主義政治の下にありては、他の總ての政策に於ても同様であつたが、かゝる居住現象に對しても根本的な改革の斧鑿を加ふることをなさず、事後的に部分的に、或は事前的であつても極めて姑息的な政策をしか樹てえなかつたのである。^(註四)否寧ろ久しい間その社會政策は勞働階級の衣 (Kleidung) と食 (Nahrung) の問題は賃銀問題に關聯して可なり積極的に論じたが、住 (Wohnung) の問題は國家としては積極的に之を取扱はず、之を私人に委し監督指導は地方團體の職分に屬すとなされて來た。⁽⁷⁾之を國家的に解決するに非れば解決の方法なしと認識するに至れるは社會民主主義政權の末期であつた。

(註四)⁽⁹⁾獨逸では一八二〇年代から勞働者住宅問題があらはれかけ、一八四八年以後工業の發展につれて益々その問題が大きくなり、一八六〇年頃には社會問題化したのであるが、住宅の供給は私企業の問題なりとせられた。一八七〇—七一年には柏林に大なる住宅難が現はれるに至り當時設立せられたばかりの社會政策學會も、眞先に住宅問題をとり上げて論じた。併し住宅政策は世界戦争前までは消極的な借家人保護政策を出でなかつた。世界戦争及びその結果は戦前の住宅状態を一層悪化した。即ち戦争の爲に戦争中住宅建築が停止せられてゐたのに、戦後は賃銀や原料の騰貴・建築材料及建築労働者の不足等の爲に住宅の建築が停止状態となりて一層住宅の不足を大ならしめ、加之、他方平和條約によりて割取せられた地方や植民地から本國への移住者・白系ロシア人やバルチック地方及び波蘭人の移住が多かつたのみならず結婚が激増した等の事情によりて住宅の需要を急にならしめた爲に愈々住宅難を深刻ならしめた。茲に於てか一九一八年にプロシヤの

(6) Geib, Jahrbuch für Sozialpolitik 1931, S. 100.

(7) Van der Borcht, Grundzüge der Sozialpolitik S. 402.

(8) Geib, a. a. O. S. 106.

(9) H. W. B. der Staatswissenschaft. Ergänzungsband, S. 1098-1144 参照.

Wohnungsgesetz が生れて、住宅監督や法規の統一を行ひ、土地收用や強制編入も法律上可能となり、小住宅や公益的住宅の建築を促進奨励することゝなつた。同様の目的の爲に一九一八年には Bürgercharakterengesetz が生まれ都市擴張・保健・經濟問題とも關聯して住宅問題に國家干渉の必要なる所以が強調せらるゝに至つた。而して一九二六年には Reichsverband der Wohnungsinwohnergesellschaften が生れて住宅供給に全國的な聯絡と統一を圖り出した。乍併、住宅問題は單なる住宅問題に非して自由主義社會の機構そのものの生み出したものであることが認識せらるゝに至つて、社會政策としての住宅政策は今や社會機構變革の問題と化せざるをえなくなり、總てこの點に於ても社會民主主義政治の無能行詰を暴露せざるをえなくなつたのである。

之を要するに社會民主主義時代の住宅政策は(一)國家として消極的態度をとりて、私人や地方團體の問題となし(二)社會民主主義治下の住宅政策は地方によりてまち／＼にして何等全國的な統一體系を有せず、(三)都市の住宅問題に就て農村との關係に根本的な調整をなさず、(四)都市の住宅政策も下層階級殊に失業者救濟政策が主であつて一般的な積極的な政策でなかつたのである。而もかゝる住宅問題に根本的對策を樹てずして階級鬭争を助長したる所に愈々社會の混亂・沈滯・頹廢を深刻ならしめて行つた。自由主義的な居住現象や住宅問題を單に階級鬭争で煽つてみても何等新政策の創作とはならなかつた。ナチスが政權獲得早々國家的な住宅政策を樹てゝこの國民的問題の解決をはからんとしたのは蓋し當然であるといはねばならぬ。

二 ナチス住宅政策の原理

吾人は獨逸住宅問題並びに政策の發展を述べて、社會民主主義政權の末期に至ると住宅問題は國家的・國民的な問題となり、到底從來の如き政策を以てしては解決がつかぬ状態に立ち至つたことを述べたが、ナチスは政權獲得後積極的な國家的住宅政策を樹てゝこの至難な問題の解決に勇敢に着手して今日に及んだのである。今、ナ

ナチス住宅政策の原理を探究するに、そこにはナチスのな多くの革新や創造がある。吾人は敘述の便宜の爲に之を(イ)種族的原理(ロ)文化的原理の二項に大別することとする。

(1) 住宅政策に於ける種族的原理　ナチス革命の根本的目標はゲルマン民族の共同體(Volksgemeinschaft)の建設である。而して民族共同體理論の核心をなすものは血(Blut)と土地(Boden)の原理である。¹⁰⁾即ちゲルマンの共同體とはゲルマンの血をうけたもの、ゲルマンの土地に於ける共同體である。勿論ゲルマン人あつての共同體なる故に土地よりも血により重きを置くは當然である。洵にかれらによれば、民族(Volk)は血の結合(Blut und blutnässige Verbundenheit)であり種族共同體(Rassengemeinschaft)である。而して「生物的・自然的一體」(biologische natürliche Einheit)としての民族の生存には、生活の要件としての衣食住が給せられなければならないが、これらを給する力は實に土地にある。¹¹⁾さればゲルマン民族が生存するといふことはゲルマン人の土地の存在することを前提とする。この意味に於てナチスは民族を又土地共同體(Bodengemeinschaft)なりともよぶ。以上の如きナチスの共同體理論からみてゲルマン人の血と土地とが如何に重要であるかが判るのであるが、それは又之を種族の存続發展の原理ともいひうるであらう。吾人は先づこの種族的原理がナチスの住宅政策に如何に多くとりいれられてゐるかを以下に述べる。

(イ) ナチス共同體に於ける血の原理からは、ゲルマンの血を殖やすこと即ち人口増殖といふこと、ゲルマン人の質の改善即ち血の純潔及び健康といふことが要求される。「人口問題は民族の問題であり民族の政策 Volkspolitik」の問題であり¹²⁾單なる人口數の問題でなくなつた。¹³⁾さてかやうな血の原理や人口政策から住宅政策に現はれた著

10) 拙著、ナチス社會政策の研究、p. 155—158.

11) L. Müntz, Jahrbuch für Sozialpolitik, S. 96.

12) H. Becker, Die Familie, S. 158.

しき特色は大都市的居住を抑へて農村的居住を奨励する點にある。蓋し従來の統計の示す所によれば都市殊に大都市 (Grossstädte) に於ける人口増加率は農村に比して遙に低く、然も獨逸總人口の大都市に住む割合が益々増加しつゝある現情からみて獨逸人口上の憂ふべき脅威となつて來たからである。ナチスが大都市は「民族蠶食的」(Volkerfressend) であるが、農村は「血の源泉」(Blutstätte) であるとなして出来るだけ人口を農村へ歸し以てゲルマン人の人口減少を喰ひ止めやうと努力しつゝあるのである。

(註五)イ獨逸の將來は子供の價値と數にある¹³⁾

○吾人の目指す所は吾々の土地に人口を定住することに非ずして民族 (Volk) を創造するにある。獨逸の人口は獨逸の民族であり血でなければならぬ。……吾人の對内政策上の大なる要求は「子供の減少防止の闘争」(Kampf gegen den Kinderrückgang)「遺傳的健康な子孫の爲の闘争」(Kampf für erbgesunden Nachwuchs) である。¹⁴⁾

(註六)イ人口を都市農村別に考察すれば實に憂ふべきものがある。農民 (Landvolk) がある範圍に於て總人口の急激な減少を喰ひ止めてゐる。即ち農民に未だ人口の増加がみられるからである。試に大伯林の人口四百萬の中、過去百五十年に於ける農村からの移入者を控除すれば僅にその間百萬人にしかなつてゐないのにシュワールデンの農民は一八〇〇年に七萬人なりしが一九〇〇年には五〇萬人となつてゐる。¹⁵⁾

(註七)獨逸總人口の中、一八七〇年には五%が、一九二五年には二七%が大都市に住む。¹⁶⁾一八七一年獨逸帝國內に大都市八八人口の僅に五%、それが一九二五年には大都市數四五總人口の二七%を占む。¹⁷⁾

ゲルマンの血の純潔といふ點からナチス住宅政策に於ては矢張大都市的居住をなるべく抑制しやうとする。ナチス政權は獨逸國民 (Staatsbürger) としての他民族との結婚や性的交渉を禁じたるが故に今日は大都市に於ても獨逸國民の資格を喪失せざる限り他民族との混血は法律上は行はれえなくなつたが、從來社會民主主義的な國際主

13) W. Gehl, Der nationalsozialistische Staat S. 15.

14) H. Becker, a. a. O. S. 161.

15) 16) W. Gehl, a. a. O. S. 70-71.

17) Die wirtschaftliche Wert der Sozialpolitik S. 173.

(註八) 獨逸人の血統と名譽の保護に關する法律—1935, 9, 15 参照。

義的思想の盛なりし時期には都市殊に大都市に於ては他民族就中猶太人との通婚が相當に多く行はれた。この點に於ては農村では従前からも他民族との結婚も少く、都市に比して遙かに血の純潔を保つて來たわけである。ナチスが血の純潔の原理からみても、農民的血を殖やさうとするに至つたのは當然である。^(註九)過去に於て都市の血が比較的多く濁されて來たのみならず、今日に於ても都市殊に大都市にありては農村に比すれば遙かに多く他民族との混血の可能性が大であるとみねばならぬ。ナチスが大都市的居住を抑へて農村的居住を奨むる所以も亦こゝにある。

(註九) ナチスはいふ。吾人民族を他民族の血の侵入や混亂から防護することは常に政策的必要であるのみならず又自然的な道義に協ふ超時代的法則による權利であり義務である。……吾人は創造者(österreich)の意志の下に吾人を保護し以て創造者の果した任務を果さんとする。¹⁸⁾

次に健康の維持といふことが、血の原理即ち人口の増殖からも將又人口の質の改善からも大切なことは言ふまでも非るが故に、ナチスは住宅政策に於て又この點を特に考慮してゐる。例之、子供の養育上從來から叫ばれ居りしかの子福者の貧民に部屋數多き住宅を供給することの必要が一層強調せらるゝに至つた。¹⁹⁾又、不良住宅は生活感情を憂鬱にし心身の健康を害しそれが延いて思想悪化の因となることを特に前時代の經驗上之を明にしたる爲、都市に於ける過密住居地帯を撤廢し、個々の家屋の構造上は勿論家屋の周圍に田園的自然的條件を多く恵むことを方針として所謂小植民(Kleinsiedlung)を多く設定するに至つた。その他通勤上の時間空費や不必要な疲勞を省く爲に勞働者住居地帯を工場に接近せしむるの方策、住宅の閑靜を他の騒音から妨げられざる爲に個々の

18) W. Gehl, a. a. O. S. 23.
19) J. Bickel, Verwaltung und Wirtschaft der Landgemeinschaft. S. 122. 獨逸社會政策と勞働戦線、大原社會問題研究所編 p. 256.

住宅をなるべく分散せしむる如き或は工場の美化運動なども附記すべきことであらう。

(ろ)次に土地の原理からする住宅政策への根本的要求はゲルマン人をゲルマンの土地に根生ひ(Verwurzelung des Menschen mit dem Boden)させやうといふことである。²⁰⁾この國民を土地に根生ひます即ち國民をゲルマンの土地と結ばうといふことは一つには血の原理が土地の原理と密接不離の關係にあるからである。ゲルマンの血はゲルマンの土地によりて育てられる。ゲルマン人に衣・食・住を供するものはゲルマンの土地である。さればゲルマン人がゲルマンの土地に結ばれることはゲルマン人の生存確保の根本條件である。ゲルマン人が土地に結ばれることは種族的生存に絶對に必要であり大地から遊離されることはゲルマン人の生活の遊離を意味する。これナチス黨の綱領(第三條)に高らかに「吾人は吾々民族の給養(Ernahrung)と過剩人口の爲に土地(Boden)(Kolonien)を要求してゐる所以である。ナチスが國民を土に結ばうとするのはこれのみに止らぬ。土地・自然は榮養のみならず精神の母體でもある。ゲルマン精神とはゲルマンの土と自然とによりて育てられた魂のことである。ゲルマンの土即ち野や山や森や川やを離れてゲルマンの生活も從つて精神もないのである。ナチスは農民魂こそゲルマン魂²¹⁾であるとなすのもこの意味に於てであり、ゲルマン精神に歸るといふことは土に歸ることであり農民的な生活に歸るといふことである。實に總ての國民に土地を給し總ての國民を農民的にならしむることは願はしきことであるが、それは今日の國民生活の構成上不可能なるが故に、せめて住宅を出来るだけ土地に結ばうといふのがナチスの政策である。高層家屋(Hochbau)より平家建(Flachbau)主義をとり、大都市的住宅よりも農村的な内地植民(Siedlung)主義をとり、あるのしかゝる根據からである。かやうな土地の原理から出發するナチス住宅政策を明

20) Deutscher Bericht für die Kommission III. S. 32 新獨逸國家大系、第一卷、p. 253.

21) 拙著、前掲書、p. 155-6.

にする爲に更に進んでナチスの地域秩序 (Raumordnung) 又は農村計畫 (Landesplanung) を述べねばならぬ。^(註10) ナチス時代に至りて新に唱ひ出されたるこの地域秩序又は農村計畫の思想は、自由主義的な産業立地論 (Standortstheorie) や姑息的な都市計畫論や内地植民論を止揚して、ナチスの民族政策の立場から國土を統一的に最も合理的・經濟的に利用しやうといふことから生まれたるものである。^(註22) 之によれば農業地工業地・都市・農村・住宅地・保養地・工場等を國家政策の必要に應じて合理的に配分しやうとするのである。かくて住宅地も亦かやうな地域又は國土計畫の立場から設定せられ、從來の如く私人の自由なる設定に委せられなくなつたのである。即ちナチス政策はこの地域秩序の下に計畫的・組織的に國民を土地に根生ひさせやうとしつゝあるのである。

(註一〇) 領域秩序 (Raumordnung) の目的は國民の全生活を民族と國家との生活にふさはしき形體に秩序付けること、殊に不健康な關係を合理的な計畫を以て除くにある。^(註23)

□ 住宅政策に於ける文化的原理 茲に文化とは廣義に解するものにして更に之を(イ)經濟的原理(ろ)社會的

原理(ハ)文化(狹義)的原理の各項に分ちてナチス住宅政策にとり入れられてゐるこれらの諸原理を説明するであらう。
(イ)住宅政策に於ける經濟的原理、ナチス住宅政策は全經濟政策の重要な一部として考へられてゐる。第一に住宅政策は勞働力の養成と結びつく。ナチス經濟政策は社會民主主義時代の如く分配に重を置かず生産を中心となしてゐるのであるが、その生産政策の爲には先づ國民的な勞働力の發展を圖らねばならぬ。勞働力の發展には勞働人口の増殖といふことと個々の勞働能力の質的向上といふ二つの問題があるが、その何れも國民に健康なる住宅を與ふるによりて始めて可能である。狹隘不潔なる住居は人々の勞働の意志や能力を殺ぎ生殖意志も失はれ

22) H. Brauweiler, a. a. O. S. 104, J. Bickel a. a. O. S. 118.

23) Deutscher Referate für die Kommission III S. 29.

23) H. Brauweiler, a. a. O. S. 100.

且又育児を著しく妨げることをナチスはよく認識してゐる。第二に住宅政策は勞働の地方的・産業的配給と結びつく。ナチスは民族の自給自足政策の立場から、經濟的には工業に偏せず「獨逸國は工業國にして農業國

(Industrie- und Agrarstaat)」なりといふ根本原則を樹てゐる。かくして獨逸民族の生存の爲には工業と同時に農業その他各般の産業を必要となすのであるが、これらに對して勞働力を配給することがそれらの産業成立の前提であるから勞働の國家的配給の必要を生ずるのであるが、夫がとりも直さず住宅問題となつて來るのである。ナチス住宅政策が勞働の配給と如何に密接に結ばれてゐるかは、新しき内地植民・農村・住宅・工場住宅・曠夫住宅建設等に就て論ぜられてゐる所によりても又それらの實際によりても明かなのであり、住所(Wohnsitze)と勞働場所(Arbeitsplatz)との合理的秩序はかれらの地域秩序(Raumordnung)の重要な課題となつてゐるのである。殊に前政權時代に衰頹してゐた農業を回復する爲に、農村人口を村に抑留せざるべからずとして農村の不良住宅を改善しつゝあるが如き注目すべきものがある。之と關聯して述べべきことは、工業分散に伴ふ勞働人口の居住地の問題である。ナチスは大都市の過度な人口膨脹を抑へ且又農業の工業化の爲に、更には國防上の見地から、工業の地方分散を行つてゐるが、住宅政策は又この分散さるゝ工業に勞働を供給する目的を以てなされつゝある。次に即ち第三に住宅政策は低賃銀及び低物價政策と結びつく。ナチスの低賃銀及び低物價政策は種々の經濟的理由即ち財政々策・貿易政策・生産政策・社會政策等から來てゐるのであるが又社會的・文化的理由からも來てゐる。民族闘爭論から出發するかれらの政策には經濟政策の外に質朴・剛健・簡素を尙び意志主義による訓練をも重要視してゐるのであるが、經濟政策的見地のみからみても勞働者に贅澤は許されずとなしてゐる。即ち獨逸の現状からすれ

ば低賃銀政策をとらざるをえないのであるが、かゝる小所得者に合理的な小住宅を供給することが勞働者住宅問題の中心をなしてゐるのである。

(ろ)住宅政策に於ける社會的原理 ナチスの住宅政策に考へられてゐる社會的原理の第一は社會の平和 (Gonater Friede) といふことである。ナチスは民族鬭争の理論によりて國內的には舉國一致の體制をとらしめて階級鬭争を斷壓終熄せしむるに至つた。而してかれらは階級の對立・鬭争は衣食住の如き基本的生活條件に於ける著しき階級的差別に由ること極めて大なるものがあり、殊に社會民主主義政權末期にみたる如き劣惡なる住宅關係が階級鬭争を激成したことに鑑みて、社會平和の有力なる要因として住宅問題の解決を目指して來たのであり、住宅の需給の調節、大都市に於ける過密住居の改善、住宅の分散等が總てこの現はれである。ナチス住宅政策は第二に身分的社會秩序の思想をとり入れる。ナチス政策は産業の體系を樹つると共に、その産業に従事する人々の社會的な秩序・體系を樹てた。職業的身分 (Berufsstand) 或は職業身分的秩序 (Berufständische Ordnung) がそれである。それによれば、農民は農民として國民に榮養を供給する特種の使命を負ふ職業身分階級を構成し、鑛夫は又國家の鑛業政策を擔當する特種の鑛夫的身分階級を、その他總ての産業に従事する人々は各々特定の産業上の使命を負はされ、従つて又その使命を果す爲には人々は各特定の職業的な社會的身分を附與せられ確保せらるゝのである。かゝる身分即ち地位や待遇は決して萬人一樣であるべきではない。ナチスは前政權時代の如く萬人の機械的・劃一的な平等を説くが如きは社會の自然的體系に相反するものであり、種々の産業によりて支持せらるゝ複雑なる社會に於ては、各々異なる國家的・社會的職分を分擔する多様な身分階級によりて構成せらるゝ階級的

(Hierarchie) な或は立體的な社會こそ合理的な且つ自然的な社會秩序なりとなすのである。かゝる立場は人々の住む住宅にも身分的原理を加へんとする。即ち鑛夫には鑛夫らしき農民には農民らしき勞働者には勞働者らしき中小階級には中小階級らしき住宅を供給することを社會的任務なりとなし、前時代の如く階級闘争主義からの住宅の平等的要求を打破せんとするのである。第三は右の第一・第二とも關聯するが、ナチス住宅政策では出来るだけ自己の家 (Eigenheim) に住ましむることを理想となす。²⁵⁾ 自己の家を所有することによりて一には家主と借家人との階級闘争を解消するのみならず、人々に郷土 (Heimat) や國家に對する愛着を大ならしむる。都市から都市へと流れてあるく勞働者は郷土を有せぬ (Heimatlos) のであり、これを彼等を無責任にし利己的にし非國民的になすものとナチスは考へる。されば人々殊に勞働者を郷土 (Heimathoden) に結ばうといふのがかれらの政策なのである。更にナチスは家屋の最上の管理者となすには家屋を自己の家となすことにある。²⁶⁾ 家屋は丁重に管理せらるゝによりて保存に耐へ國民經濟上の利益大なるのみならず、人々の生活感情を豊にし生活に自主と満足を與へそれが國民社會を平和になすに至る。ナチスがかやうな立場から簡素な小住宅の供給を住宅政策の中心に置いてゐるのである。但し總ての人に自己の家を供給するといふことは到底直ちに實現しえられざる所なるが故に、國民住宅 (Volkswohnung) として大衆の爲の貸長屋の建設や中小階級の爲めの階層建をも亦併せ行つてゐる。第四にナチス住宅政策は家族生活の保護を特に考慮に入れる。ナチスは種々の理由、例之、社會的相互扶助・國民精神訓練等からも家族生活を尊重するに至つたが、彼等の血の原理特に人口増殖政策から家族生活の保護を重要視し來り、家族は「國家の細胞」であり「血の流れと血に忠實なる道德の守護者」(Bewahrerin des Blutstromes und

25) J. Bickel, a. a. O. S. 122.

Bautstellen Site) なりとなしてゐる。²⁶⁾ かやうな立場から自ら「生めよ殖やせよ」の政策をとつてゐるが、それに就ては従來から貧乏な子福者に部屋数の多い住宅が供給せられなかつたことが重大なる缺陷となされてゐた。ナチスがこの缺陷を計畫的に補はんとしつゝあることは先にも觸れし如くである。第五に述べべきナチス住宅政策の社會的原理は、都市と農村とに於ける住宅關係の均衡をはかるといふことである。従來農民が離村して都市に流れ込んだのには農村の窮迫その他種々の理由もあるが、ナチスは農村に於ける住宅の不良から來る生活感情の憂鬱・壓迫に對して都市住宅の明朗・快的が大なる吸引力となつてゐることを認め、農民を農村に抑留し大都市の膨脹を抑止する (Auflockerung der Grossstadt) の政策を遂行せんには、農村住宅の改善を必要かくべからざることゝなしてゐる。即ちナチスは従來の如き自由主義的な都市と農村との生活環境の懸隔を克服して均衡ある都鄙關係を齎らさうとしてゐるのであり、住宅政策の上にもこの國土の全般的統制が反映してゐるのである。

(は)住宅政策に於ける文化的(狹義)原理　この方面に於てナチスの住宅政策は第一には精神主義と結びつく。ナチスが精神主義を強調するのは一には前時代の唯物主義の弊に懲りたる爲でもあるが、他には又共同體主義や民族闘争主義は當然に精神主義を要求することは言ふまでもない。蓋し個以上の全體を考ふる共同體の建設には深き精神的自覺なかるべからず、又他民族との闘争には熱烈なる愛國心や強靱なる意志がなければならぬからである。更に又ナチスの高唱するゲルマン文化の創造にも精神主義の強調せらるゝは當然である。かやうな精神主義の立場から國民の消費生活の一大部門たる住宅に就ても物質的な豪華や奢侈を排して、精神生活をなすにふさしき簡素にして合理的な構造を理想となす。²⁷⁾ ナチスはゲルマン大國家の建設といふ大理想を目指して、その爲に

26) H. Becker, a. a. O. S. 135.
27) J. Bickel, a. a. O. 123.

平素から國民を鬪争と困苦とに耐へうる様に鍛練せんとするものにて、これが他の經濟的・社會的諸理由の支持をもうけて住宅政策に織り込まれてゐるのである。ナチス住宅政策は農民的文化の尊重と結ばれる。既に述べし如くナチスは農民がゲルマン精神を最も純粹に傳へてゐるものとなしてゐる。即ちナチスはゲルマン精神はゲルマンの自然の下に生活の爲に鬪つた農民的の魂であり、かれら農民の素朴・純眞・勤勉・節約愛・郷心・愛國心等は、今日ゲルマン共同體を建設するに當りての不可欠の基本的精神なりとして之を高く評價すると共に、他面にはかの國際的・物質的・技工的・享樂的な都市殊に大都市文化を排してゐるのであるが、このことから新しき住宅政策には出来るだけ農民的農村の要素をとり入れやうとしてゐる。ナチスによればかやうな住宅政策は決して反動に非ずして、ゲルマン的傳統を尊重しゲルマン的文化の創造といふ民族的要求と一致するものである。ゲルマン人は由來森の子といはれ自然を愛好する性癖が特に強い。この國民の傳統的要求にふさはしき住宅關係を創ることとはゲルマン文化に返ることであり、民族共同體の血や土地の原理とも一致する所であるとす。ナチスはいふ。國民を半農民的ならしむるのがその理想であると。第三にナチス住宅政策では正しき文化を創造するの要件として人間の保護を多く考慮してゐる。ナチスは社會民主主義時代には唯物主義・資本主義に囚はれて機械や設備が大切にせられたが人間の保護が輕んぜられたりとなし、勞働人間及びその家族の福利を第一となすべしといふ。²⁸⁾かれらが「健全なる精神は健全なる身體に宿る」(In einem gesunden Körper wohnt ein gesunder Geist)は千古の眞理なりとし、文化の創造には潑刺たる肉體を作ることをおくべからずとなす。而して住宅にかゝる人間的な要求を充させようとするのは人々の日常の自由時間の大部分は住宅で過さるゝからであり、殊に勞働の後の休養や慰安

28) 前掲、新獨逸國家大系第一卷、p. 411.
29) Deutscher Referate für die Kommission III S. 19.

には住宅は至大の關係をもつ、前時代にカフェーや酒場に頽廢的文化の醜態したのも、勞働階級の住宅がかかる機能を果しえざりしに由るのであるとなし、ナチスは過密居住の撤廢は勿論住宅が他からの騒音に妨げらるゝを防ぎて或は分散式の獨立家屋を選び或は新しきスポーツの形式として住宅に附屬する庭園の農耕を奨めつゝある。ナチスはいふ。「不良住宅は人を打ち挫く斧の如し」(Eine schlechte Wohnung ist wie eine Axt, mit der man den Menschen schlägt.)³⁰⁾と。即ちナチスではナチス文化を創造發展させん爲に、人間學的な立場から健康にふさはしき・快的な・閑靜にして他から妨げられざる自由な・而して附屬地にて多少の農耕も出来るが如き住宅を理想として考へてゐるのである。第四、最後に乍然その重要さに於ては決して小さからざることはナチス住宅政策に郷土心の培養が考へられてゐることである。これは他の項でも既に觸れた所であるが、ナチスは國民を土地(Boden)に結ぶによつて始めてそれが國民の郷土(Hemathoden)³¹⁾となり、それが郷土觀念の地盤となり延いては祖國觀念の基礎となると考ふるのである。ナチスでは「獨逸の土地は我々獨逸の祖國(Vaterland)であり、民族性の基礎として一の聖場(Heiligtum)である。」³²⁾さればゲルマン人がこの土に結ばれる場合に始めて彼は祖國と祖國の民族性の中に根を下ろす(Verwurzel)のであつて、土地から遊離しては郷土魂や祖國魂も亦遊離してしまふといふのがナチスの理論である。彼等は更に言ふ。「土地に働くことは民族精神(Volkseele)の發展に大なる重要性を有し」³³⁾一片の祖國の土地を所有することは彼にその土地に對する自己意識を興へ、土地の手入や育成を通じて精神を郷土及び郷土文化と結ぶのである。³⁴⁾されば人々に土地を興ふることは人々に「故郷を興ふる」ことであり祖國を興ふることであり郷土愛祖國愛を責任と自覺とを興ふる所以である。ナチスが住宅と土地との關係に如何に關心をもつてゐ

30) 前掲、新獨逸國家大系第一卷、p. 460-411.
 31) Deutscher Referate für die Kommission III, S. 12.
 32) L. Münz, a. a. O. S. 96.
 33) 34) L. Münz, a. a. O. S. 97.

るかど窺はれるであらう。かれらに據れば實に「人間を土地と結ぶ様式こそ人間の福利・本質・發展を、更には又民族共同體の生成・發展・衰亡を決定する」³⁵⁾のであり、「民族社會主義國家と獨逸民族の將來とは結局は獨逸の中産者と俸給者や勞働者を獨逸の土地に・民族の財産と郷土に關心を有たしむることによりて始めて可能となる」³⁶⁾のである。ナチスの内地植民地の設定・アイゲンハイム(自己の家)の供給政策・庭園附の平屋建主義・小家庭主義等にはすべて如上の文化的政策を含めてゐるのである。

結 言

吾人は以上に於て先づ社會民主主義時代に於ける獨逸住宅問題並びに住宅政策の發展を述べて、獨逸住宅政策が根本的建直しの必要に迫られてゐたことを明にし、更に進んでナチス政權下の住宅政策の根本原理を説いた。ナチス住宅政策の原理は前政權時代の住宅政策の行詰りを打破せんことを目指し、而もそれはかれらの世界觀に基く國民的全政策體系の一部分としてあらはれ來たものであり、言ふまでもなく前時代の住宅政策を根本的に革めたものである。今本論を結ぶに當りて吾人の研究したる所要括せんに、社會民主主義時代には農村人口が頻りに都市に流れ込んで、都市に於ける住宅饑饉や貧困を惹起したが、國家としてはこの人口の移動現象に對しても都市の住宅問題に對しても根本的な解決を與へえなかつた。即ち人口の移動は憲法上保證せられてゐる自由の致す所でありてやむをえず、都市住宅の供給もこれ亦國家の手を煩はすべきでなく、私經濟的な需給の法則に委すべきで、精々地方團體が之が調節を考慮すべしとなされてゐた。然るに世界大戰後獨逸經濟の疲弊が甚しく多

35) L. Münz, a. a. O. S. 96.

36) 前掲、新獨逸國家大系、p. 253.

數の失業者を輩出するに至りて、住宅問題は今や國家の一大社會問題となるに至つたのであるが、自由主義を根本的に止揚しえざりし社會民主主義政治としては、之に對して根本的な對策を知らなかつた。即ち他の諸政策に於けると同様住宅政策に於ても無能・貧困を暴露してゐた。かくて獨逸政治の變革は當然に要求せられてゐたのであるが、ナチスが新政權を掌握するに至つて、民族共同體の理論の下に從來の政治を根本的に革めた。住宅政策も亦この國家の革新政策の一として新しき姿を以て現はるゝに至つたのであるが、ナチスは總ての社會問題に對しては事後的・救濟政策よりも事前的・豫防政策を大切なりとして住宅政策に於ても住宅問題の事前的解決策を樹てた。自由主義の如き都鄙の營利鬭争・居住移轉の自由・建築の自由を無制限に許さず、産業上・文化上からも併せ考へられてゐる國土利用に就ての全面的計畫即ち彼等の所謂地域秩序 (Raumordnung) 或は計畫の中に住宅地域を織り込み更に家屋の構造・配置を考へて、國民全般的な計畫的居住政策を樹ててゐるのである。ナチスのかゝる居住政策には更に他の多くの政策的意圖が盛られてゐる。即ち種族的原理としては人々の増殖・血の純潔・國民保健の問題及び國民を國土に根生ひ (Verwurzelung) とすの政策が、經濟上には勞働力の養成・發展勞働力の産業的・地方的配給・賃銀政策との一致が、又、社會上には階級平和や身分思想・都鄙社會生活の調和・郷土や家族の保護を、文化的には精神主義や農民魂の養成や精神的創造としての娯樂・休養その他愛郷心・愛國心の培養等も考へられてゐるのである。

以上のナチス政策はナチス的世界觀と密接に結びつくといはれ、自由主義的居住現象の弊を克服し、健全なる心身を有する共同體的人格を創造せんとする點からは吾人に教ふる所極めて多いといはねばならぬ。問題は之が具體的實現の方法であるが之は更に別に考究するであらう。(一五・一・三)